

○湯河原町真鶴町衛生組合長の職務代理の設置に関する規則

令和5年8月7日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、組合長及び副組合長が事故等で不在となる場合に設置する職務代理者に関する事項を定め、事務執行を円滑に処理することを目的とする。

(職務代理者の順序)

第2条 職務代理者の順序は、組合長補佐、副組合長補佐の順序とする。

(告示)

第3条 組合長は、職務代理者を設置しようとするときは、職務代理者の氏名及び設置の期間について告示するものとする。ただし、組合長が自ら告示することが困難な場合は、職務代理者が告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。